

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

雑草や篠、竹、植木の剪定枝葉等の「植物資源」をバイオマス燃料に加工し、この燃料で火力発電をおこす事業を立ち上げた NPO 法人が笠間市に生まれました。手作りの焙煎機で燃料を作り、ミニ SL のような燃焼機が高温に燃えて、水蒸気力で発電させます。代表者の河原井武夫さんは、数年前から一人でバイオマス燃料の可能性を信じて地道に活動を続けてきました。時代の一步先を歩き、夢が壮大過ぎて、誰にも相手にされませんでした。今、10 人の会員が夢に向かって歩き始めました。成功するまで続けることが成功です。

私の書棚より

○ビジネスモデルが世の中のニーズに合わなくなっているから業績が悪化しているのであり、社員の意識だけを変えようとしても根本的な解決にはなりません。ビジネスモデルを見直して、それから仕組みをつくっていく。

○そのチームの根本的な問題は「能力」ではありません。社員同士のコミュニケーションや、信頼関係の希薄さが不振要因になっている場合が多いのです。

「無印良品は仕組みが 9 割」
松井忠三著 角川書店

税務アンテナ

□相続時精算課税制度の適用は、65 歳以上の親から 20 歳以上の子供への贈与に限られていましたが、平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与から、贈与者の年齢が、60 歳以上に引き下げられ、受贈者には、20 歳以上の孫も含まれることになりました。

ただし、孫に贈与された財産は、受贈者が死亡した場合には、遺贈によって取得したものととして、相続財産に加算されます。このため、相続税が発生する場合には、孫が代襲相続人に該当しなければ、孫の相続税は 2 割加算されることとなります。

□法人が固定資産の修理、改良等のために支出する費用が、その耐用年数を延長させたり、その固定資産の価値を高める場合には、その費用は資本的支出となり、損金の額に算入することはできません。

法人税基本通達では、建物の増築、構築物の拡張、延長等は建物等の取得に当たるものと定められており、また、建物の移えい又は解体移築、機械装置の移設に要した費用及び 20 万円に満たないもの、おおむね 3 年以内の周期で行われるものは、修繕費に当たるものと定められています。

さらに区分が明らかでない場合は、60 万円に満たないもの、対象固定資産の前期末取得価額の 10%相当額以下であるものは、修繕費に当たるものと定められています。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

10 月の税務スケジュール

10 日	○ 9 月分の源泉所得税の納付
31 日	○ 8 月決算法人の確定申告 ○ 26 年 2 月決算法人の中間申告 (予定申告) ○ 11 月、26 年 2 月、5 月決算法人の消費税中間申告

31 日	○ 10 月決算法人の消費税各種選択届出書提出
------	-------------------------

今月の贈る言葉『アイデアの秘訣は執念である』 by 湯川秀樹